



最高裁秘書第4062号

平成28年12月21日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 平成28年度（最情）諮問第23号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330（直通）

平成28年12月19日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸彦

理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

(記

1 濟問日等

(1) 濟問日

12月19日

(2) 濟問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所が下級裁判所裁判官指名諮問委員会（第2回）議事要旨（以下「本件対象文書」という。）を開示した判断に対し、本件対象文書以外にも司法行政文書が存在すると主張するが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

新任判事補を採用する際の内部手続が分かる文書（最新版）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、当該申出の対象文書として、本件対象文書を特定し、11月16日付けで本件対象文書を開示する判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

本件申出については、本件対象文書以外に同申出の対象となる司法行政文書

は作成又は取得していない。

なお、本件対象文書に記載されている司法修習生から判事補に任命する際の手順及び方法は、下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則のほか、何らかの定めを置く法令上の規定はないし、司法行政文書を作成すべき性質のものとも言えない。

よって、本件対象文書を開示した原判断は相当である。